

## 私らしい働き方 ~家族が幸せになるライフプラン~

11月14日(月)社会保険労務士 東島芳子氏を講師におむかえし、社会保険やパート労働における収入の壁、ライフプランについてのスキルアップセミナーを開催しました。参加者は30代~60代22名の参加がありました。



### ★社会保険の被保険者とは

適用事業所で、常時的使用関係にある人で、パートタイマーも一定の条件を満たせば、被保険者になる。平成28年10月より常時501人以上の事業所、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上の方が対象となる。

### ★扶養の内働くということ



**103万円の壁**とは、所得税の壁で扶養控除内で働く事。夫に配偶者控除が適用され、妻には所得税がかからない。

- ※103万円を超えても妻の収入に応じた「配偶者特別控除」を受けることができるため、いきなり控除額がゼロになるわけではない。妻の年収が141万円以上になると控除額がゼロになる
- ※103万円を超えると、夫の会社の家族手当がもらえない場合がある。支給される要件は会社によって異なる。

**130万円の壁**とは、社会保険の壁で、年収130万円未満で夫の健康保険の被扶養者、国民年金の第3号被保険者になる。130万円以上は夫の社会保険に入れない。国民健康保険、国民年金の保険料を負担する。

### ★ライフプランを考える



- ・人生の三大費用は**教育・住宅・老後**
- ・各ライフステージのポイント

- ①独身・新婚期・・・貯蓄の習慣、保障の正しい知識持つ、ライフプランを考える、キャリアアップ
- ②家族形成期・・・教育費の計画的な積立(子どもが小さいうちに計画)、万一のための死亡保障(子どもが自立するまで必要保障額を準備)、住まいを考える
- ③家族成長期(教育費等で最も家計負担が重い時期で年間収支がマイナスになったりする)・・・支出を見直し、優先順位を決めてムダな支出を洗い出す、収入アップを考える、保険の見直しで保険料をカット(子どもが独立したら保険を見直す)リタイア後の資金計画を意識する
- ④家族円熟期(リタイア前は、教育費の支出が減少するので、生活資金に余裕が出ることもある)・・・生活を膨らませない、リタイア後の必要生活資金額の把握と手当を検討 医療・介護への備え

